

第18回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 議事要旨

平成19年10月21日(日)、「第18回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が開催されました。今回は、第3期発足に伴い新たな委員の紹介や規約改正について協議するとともに、これまでの協議会の経緯を確認しました。また、自然再生事業の進め方について当面の間の実施者を荒川上流河川事務所とする提案が事務局からあり、これについて意見交換を行いました。

【主な議事内容】

●会長、副会長の選出

事務局から第3期協議会の会長・副会長に、第2期目から引き続き会長を浅枝先生に、副会長を三島先生にお願いしたいという提案があり、承認されました。

●協議会設置要綱（改正案）について

事務局から協議会設置要綱の改正について、運営委員会と事務局設置に係る規定の追加・修正、任期終了後の措置に係る規定の追加を行う提案がありました。

委員からの意見を受けて、第11条4項、第16条の条文の文章表現を一部修正することになりました。

●運営委員会規約（案）について

事務局から第17回協議会において協議し、発足することとなった運営委員会について、運営委員会規約（案）の説明があり、承認されました。

●モニタリング専門委員会について

事務局からモニタリング専門委員会について、第2期に引き続き実施していきたいという提案がありました。また、モニタリング専門委員会の委員について、第2期からの継続委員の他、新たに参加したい方を後日郵送にて公募することとなりました。

●協議会の経緯について

事務局からこれまでの協議会の経緯及び主な決定事項について説明があり、これまでの検討経緯、今後の検討課題等について確認しました。

(主な意見)

○樋詰橋及び横堤は、地元の重要な生活道路となっており、イメージ図のように短くなる
と困る。現状を知らない人に間違った印象を与える可能性があるため、現状が分かる
ように示して欲しい。

○イメージ図は協議会で議論してきた経緯があることから、イメージ図と現状図を併記す
ることとする。

○エコロジカルネットワークは重要であるため、専門委員会の設置の記述は、「必要に応
じて」を削除して、必ず設置する表現として欲しい。

- エコロジカルネットワーク専門委員会については、太郎右衛門地区の自然再生事業を実施していく上で必要に応じ設置。
- 荒川全体のエコロジカルネットワークについては、荒川を包括的にとらえて検討する別の場で協議すべき内容である。本協議会では、あくまでも太郎右衛門地区を対象に検討していくことが望ましい。
- 現在は、荒川全体について市民と行政がコミュニケーションする場が少ないように思う。広範囲のエコロジカルネットワークについて検討する場があると良い。
- 当地区の自然再生事業の検討において、治水面は重要な要素である。第四調節池との整合を図りながら検討する必要があるため、情報を共有しながら進めて欲しい。
- 今回は新規委員の方にこれまでの検討経緯の概略を理解いただき、その他にも様々な議論があることを認識してもらう場である。詳細については今後整理していく必要がある。
- 不法埋め立て、不法取水についても考慮していかないといけないと思う。
- 調節池内で自然再生を検討する上で、調節池化に関する情報（洪水時の冠水頻度、湛水時間、湛水深等）を提供して欲しい。

●自然再生事業の進め方等について

自然再生事業の進め方について、これまでは複数の実施者が生じる可能性を考慮して議論を進めてきました。今回、事務局より当面の間の実施者を荒川上流河川事務所としていく提案があり、承認されました。

●その他

環境省より自然再生協議会情報連絡会議（東日本）開催の連絡があり、代表者として会長に出席して頂くこととなったとの報告がありました。

●まとめ

- 第3期の会長は浅枝先生、副会長は三島先生とする。
- 協議会設置要綱について、改正案の第11条4項と第16条を一部修正の上、改正し承認。
- 運営委員会の発足について了承された。詳細については運営委員会規約（案）の通りとする。
- モニタリング専門委員会については、第2期に引き続き実施する。委員については基本的に継続とするが、新たに参加したい人の有無を公募で確認する。
- 太郎右衛門地区自然再生事業の当面の間の実施者を、荒川上流河川事務所とする。

以上